

令和7年度 第15回

青梅市立学校施設のあり方審議会会議録

日 時 令和8年1月19日（月）午後2時

場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

第15回青梅市立学校施設のあり方審議会 議事日程

会 期 令和8年1月19日(月)午後2時から午後4時まで

場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

日 程

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 委嘱状交付
- 4 報告事項  
(1) 各学校運営協議会からの意見聴取について
- 5 協議事項  
(1) 再編案における課題等について  
ア 全体に対する課題  
イ 地区別の課題  
(2) 小中一貫教育について
- 6 その他
- 7 閉会

.....

出席者	会 長	大 野 容 義	委 員	平 岡 孝
	副会長	加 藤 博 行	委 員	青 柳 公 美
	委 員	和 田 孝	委 員	榊 貴 久
	委 員	山 崎 尚 史	委 員	島 崎 光 政
	委 員	田 中 明 子	委 員	関 塚 桂 子
	委 員	横 井 由 佳	委 員	浅 原 葉 子

	教 育 長	橋 本 雅 幸		
事務局	学 校 教 育 部 長	谷 合 一 秀	学 務 課 長	山 田 浩 之
	総務部施設担当部長	山 本 綱 二	教育指導担当主幹	鈴 木 章 郎
	企画政策課長	野 村 正 明	教育総務課施設係長	中 村 好 宏
	市民活動推進課長	芥 川 純 一 郎	教育総務課主査	星 野 聡 史
	教育総務課長	榎 戸 智	教育総務課	佐 野 円 香

---

## 日程第1 開会

**【事務局(教育総務課長)】** 皆様、こんにちは。

本日はお忙しい中、第15回青梅市立学校施設のあり方審議会に御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

開会前になりますが、お手元の資料の確認をさせていただきます。

まず、一番上の本日の次第

資料1 各地区学校運営協議会委員から意見聴取の状況について

資料2-1 南部地区再編案A

資料2-2 南部地区再編案A意見一覧

資料2-3 南部地区再編案B

資料2-4 南部地区再編案B意見一覧

資料2-5 南部地区その他意見（自由記入）

資料2-6 東部1地区再編案A

資料2-7 東部1地区再編案A意見一覧

資料2-8 東部1地区再編案B

資料2-9 東部1地区再編案B意見一覧

資料2-10 東部1地区その他意見（自由記入）

資料2-11 東部2地区再編案A

資料2-12 東部2地区再編案A意見一覧

資料2-13 東部2地区再編案B

資料2-14 東部2地区再編案B意見一覧

資料2-15 東部2地区その他意見（自由記入）

資料3-1 提出意見課題一覧

資料3-2 提出意見提案・要望一覧

資料4-1 小中一貫教育の視点について意見要旨

資料4-2 青梅市における小中一貫教育の推進について

資料4-3 文部科学省小中一貫した教育課程の編成・実例に関する事例集抜粋

最後に、あり方審議会の委員名簿

資料は以上になりますが、過不足ございませんでしょうか。次に、第14回会議記録の確認につきましては、過日、委員の皆様にご依頼させていただいております。御協力いただきありがとうございました。

開会前の事務局からの連絡事項は、以上でございます。

それでは、会議の進行は、会長にお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。

**【会長】** それでは、会議の進行については、私のほうでさせていただきます。

まず、初めに、会議の成立についてです。

本日は、2名の委員から事前に欠席の連絡をいただいているため、現在、14名中12名の御出席をいただいております。青梅市立学校施設のあり方審議会条例第6条第1項の規定により、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本日の会議は午後4時までとしております。限られた時間の中、会議の進行につきまして、御協力くださいますよう、お願い申し上げます。

それでは、ただいまから第15回青梅市立学校施設のあり方審議会を開会いたします。

初めに、傍聴について皆様にお諮りをいたします。

青梅市立学校施設のあり方審議会の会議の公開に関する取扱要綱第6項の規定により、13人の方々から傍聴の申出がありました。

本市議会として、傍聴を許可することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

**【会長】** ありがとうございます。御異議ないものと認め、傍聴を許可したいと存じます。

(傍聴者入場)

**【会長】** 傍聴の方々に申し上げます。

傍聴券に、会議におきましての順守事項が記載してございます。会議の妨げとならないよう、御協力をお願い申し上げます。

## 日程第2 あいさつ

**【会長】** それでは、次第の2に入ります。まず、会議に先立ちまして私から一言御挨拶を申し上げます。

本日は、御多用のところ御参集いただき感謝申し上げます。

本年度、審議会としては今回が最後となります。来年度は具体的な再編案についての答申を予定しています。

今回は、各地区の学校運営協議会から出された疑問や意見について答える形で学校再編の方向性を決める会議です。そのために多数の意見を事務局が整理して、方向性の原案をつくってくれました。案がさらによいものとなるように委員の皆様の活発な意見をお願いしたいと思います。

なお、残すところ1年となりました。審議を後戻りさせずに、効率的に前に進めるために、これまでに決定されたことを再審議するわけにはいきません。そのためにこれまでの流れを整理したいと思います。

1つ目に、教育長からの諮問事項は、青梅市の地域性及び特性に即した学校施設の在り方として、青梅市公共施設等総合計画及び青梅市学校規模適正化基本方針の考え方にもとづいた学校施設のあり方(再編)というものでした。そのために、1年目と2年目には学校施設の在り方を協議し、中間報告を出しています。

その内容は、先の基本方針にもとづく望ましい学校規模と配置、つまり小学校ではクラス替え

が可能な12学級以上、24学級以下の学校、中学校では全教科に教員が配置できる9学級以上を前提とした複数の案を地域に提示し、地域の意見を聴取するというものでした。

2つ目に、青梅市教育委員会の方針である施設一体型小中一貫校をその条件に加えて、再編案を練ってきました。来年度はこれらの原則に配慮しながら、各地区における再編案をよりよい形にして答申を出していくことになると思います。委員の皆様には、そのゴールを見据えて、協議に御参加いただくようお願いしたいと思います。

また、原則をそのまま適用すると、地域から学校がなくなってしまうことを心配する意見も出されています。なかなか悩ましい判断となりますが、いずれにしても、最後は児童・生徒の成長や幸福を判断の指標にさせていただきたいと思います。

以上で、挨拶とさせていただきます。

続きまして、本日、教育長に御出席いただいておりますので、一言御挨拶をいただきたいと思っております。教育長よろしく申し上げます。

**【教育長】** 大変お忙しい中、本審議会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。年が変わりまして、令和8年になりました。どうぞ本年もよろしくお願い申し上げます。

昨年12月1日には、民生委員、児童委員の一斉改選がございまして、その関係で、主任児童委員に変更がございまして。新たにお願ひいたします委員、そして本日残念ながら欠席の委員、どうぞ新たによろしくお願ひしたいと存じます。

ここで、おかげさまで各地区の学校運営協議会への説明、そして意見聴取を一通り済ませることができました。今日改めてまた御報告をさせていただきますが、やはり非常に関心が高く、約8割の皆さんから御意見を賜ったところでございます。基本的にこの人口減少に伴って学校の改革、統廃合についてはやむを得ないという意見がもちろん大半を占めておりますが、その中でも細部についてはいろいろと御意見を頂戴しているところでございます。

会長からもございましたけども、来年度いっぱい答申という形で頂戴したいと思っておりますので、ぜひとも引き続き、大所高所の観点から御協議を進めていただき、具体的な内容を引き続きお詰めいただければ大変ありがたいと思っております。

本年もよろしくお願い申し上げます。簡単ですが挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**【会長】** ありがとうございます。

---

### 日程第3 委嘱状交付

**【会長】** 次に、次第の3ですが、青梅市立学校施設のあり方審議会条例第3条第1項5号に規定する主任児童委員の改正に伴い、代表が変更されましたため、審議会委員も変更されます。新たに委員となられた方に、教育長から委嘱状を交付させていただきます。

また、審議会委員の委嘱につきましては、去る1月7日開催の第10回教育委員会定例会において、審議、決定をいただいております。

お名前をお呼びいたしますので、呼ばれましたら恐れ入りますが、その場で御起立ください。  
教育長が前に参りますので、委嘱状をお受け取りください。

(委嘱状交付)

**【会長】** ありがとうございます。なお、冒頭に御報告させていただきましたが、委員は本日欠席の連絡をいただいております。

それでは、せっかくですので委員から一言。事前に申し上げなくて申し訳ありませんが、御挨拶をいただければと存じます。よろしくをお願いします。

**【委員】** (自己紹介)

**【会長】** ありがとうございます。

---

#### 日程第4 報告事項

##### (1) 各地区の学校運営協議会からの意見について

**【会長】** それでは、報告事項に移りたいと思います。4、報告事項の(1)各学校運営協議会からの意見について、事務局から説明をお願いします。

**【事務局(教育総務課長)】** それでは、報告事項の(1)各地区の学校運営協議会からの意見について、御報告させていただきます。前回に続きまして、本日は南部地区、東部1地区、東部2地区からの意見となります。

まず初めに資料1、各地区学校運営協議会議員から意見聴取の状況についてを御覧ください。

こちらは、前回も報告した地区を含めて、全ての地区からの意見提出状況となります。まずは、1の意見書についてでございます。

市内を6つに割った地区ごとに、学校運営協議会委員の皆様に集まっていたき、再編の経緯から再編案を説明して御意見をいただいております。

意見書については、再編案ごとに3つの視点、学校の規模、学校の配置・通学、小中一貫教育について、メリット・デメリットをいただいております。また、それ以外の意見については、その他の欄を設けて御意見をいただいております。

次に、2の意見提出状況等についてでございます。

表の左に、各地区と地域内の学校を記載し、左から右に学校ごとの委員数、説明会出席人数、意見提出人数を記載しております。全体を見て、地区、学校により多少のばらつきはございますが、表の一番下、右から2つ目のとおり、全地区を通じて78%の委員から意見が提出されております。

本日は、冒頭申し上げたとおり、南部地区、東部1地区、東部2地区において、いただいた御意見を御報告させていただきます。

分量が多いため、資料については年末にかけて事前に御送付させていただいておりますことから、一通りお目通しいただいていることと存じますので、詳しい説明は省略させていただきます。この後、協議事項にて、6地区全ての意見を含めて課題抽出させていただいたものについて、

御協議いただきたいと存じます。

報告事項については、以上となります。

**【会長】** 事務局の説明は終わりました。事務局の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

（「なし」との声あり）

**【会長】** 御質問ないので、5の協議事項に移らせていただきます。

---

## 日程第5 協議事項

### （1）再編案における課題等について

#### ア 全体に対する課題

**【会長】** それでは、（1）の再編案における課題等についてに入ります。

前回と今回、報告いただいた学校運営協議会からの意見について、事務局にて課題等になる部分を抽出しております。

事務局から説明をお願いします。

**【事務局(教育総務課長)】** それでは、協議事項の（1）再編案における課題等について御説明させていただきます。

全地区からの意見提出を受けて、意見を分析する中で、審議会で取り扱う部分としては大きく二つに分かれております。

1点目は、再編案を実施する上での解決すべき課題となります。こちらについては資料3-1にて一覧にしております。

もう1点目については、再編案に対する提案・要望となります。こちらについては、資料3-2にて一覧にしております。この提案・要望については、前段、資料3-1の課題について審議会の方向性を定めた上で、検討する必要があると考えますので、今回はまず資料3-1について御協議いただきたいと存じます。

なお、前回の審議会にてお約束したように、残りの3地区の意見および課題抽出を行ったここまでの資料については、年末に委員の皆様へ郵送にてお送りし、年末年始のお忙しい中大変恐縮ではございましたが、事前にお目通しいただくことをお願いいたしております。

その後、一部の表記に分かりづらい部分があることや、分類ごとの並びを見直したものを本日お配りしております。

内容については事前にお送りしたものと差異はございません。

それでは、資料3-1、提出意見課題一覧を御覧ください。

資料の見方としましては、左から連番、次に対象として全体または地区別の再編案、次に分類として大分類は意見聴取をする際に提示した分類として、規模、配置、小中一貫教育、その他となりますが、小中一貫教育については意見の性質が若干異なるため、この後の協議事項（2）で分けて説明いたします。

次の小分類として、ある程度種別が分かれているものを合わせております。

次に、いただいた意見となり、その右側については、今までの議論および前提条件等からの方向性案を記載しております。中央部に矢印がございますが、左側が今までの審議会での議論や一般的な前提、また国や市の方向性等を記載しており、矢印を挟んで右側がそれを踏まえた方向性の案としております。この方向性を基本にコミュニティスクールに対しても、意見に対する回答となることを想定しております。

項番の1から裏面2ページ目の19番までが全体に対する意見となります。

次の20番から3ページ目の31番までが個別の再編案への意見となります。

一通りお目通しいただいているとは存じますが、内容に触れますと、まずは項番1から5番までが規模に対する課題となります。まずは、1番「推計以上に児童・生徒が減少または拡大した場合の対応」、2番「望ましい規模に馴染めないこどもの居場所」、3番「規模が大きくなることへのこどもへの負担の配慮」、4番「学校建替え時からこどもの数が減少するため、施設の有効活用」、5番「人数が増えると学力に差が出る可能性」が挙げられております。

中段の今までの議論、前提条件や国等の方向性を踏まえまして、右側の方向性案として1番は、「推計は総合長期計画における子育て施策や移住定住策等の効果を考慮した目標値となるため、この数値を前提に再編案を検討する。」

2番については、「北部地区再編案にて小規模特認校を設置する案があるほか、全体を通して望ましい規模に馴染めないこどもの居場所として、校内にこどもたちが安心して学べるよう、分室等を設置することなども視野に入れ、再編案を検討する。」

3番では「再編実施においては、児童・生徒や保護者の心のケアを行う等の配慮を行うことを重視する。」

4番では「審議会としては2059年を終期に学校の在り方を検討しているが、設計において当初の活用方法以外に、多目的に活用ができるよう工夫を加えて学校運営に影響が出ないものとして再編案を検討する。」

5番では、「学級数については国、東京都の基準となり、教員は其中で学級マネジメントを行うこととなるため、大きな懸念とはならない。そのため、望ましい規模を満たすことを目指して再編案を検討する。」としております。

次に、項番6から10については、配置について、特に通学に関する課題となります。

6番「遠距離通学時間によるこどもへの負担、それに伴い部活動をあきらめる懸念」、7番「1～3 km歩くことで基礎体力、季節を感じるができる。スクールバスでは代替ができない」、8番「既存公共交通の路線維持の可能性」、9番「公共交通を利用する通学となる場合に保護者の交通費負担」、10番「通学路の安全面」が挙げられております。

これに対して国の手引や市の方向性等を踏まえまして、方向性案としては、6番、7番については同内容となりますが、「近年の異常な暑さ等の環境を踏まえ、児童・生徒の負担を考慮すると、遠距離通学については、公共交通を利用することを前提とする。増便等については行政よ

り交通事業者へ要望をお願いし、通学に利用できることを前提とする。また、公共交通の空白地帯等について通学時間が長くなる場合は、スクールバス等の導入も視野に入れ、再編案を検討する。」としております。

8番については、「公共交通については、既存路線を維持することを『青梅市地域公共交通基本計画』の方針としているため、今後も『青梅市公共交通協議会』にて協議を行い、路線が維持されることを前提に再編案を検討する。」としております。

9番では、「現在も実施している、交通費負担分について補助事業を継続することを前提に再編案を検討する。」としております。

10番では、「通学路区域内の安全性確保については継続的な点検を行い、ハード面、ソフト面合わせて十分な対策を行うものとして、再編案を検討する。」としております。

次に、11番、2ページ目の12番、こちらは施設に関する部分となり、11番「再編した学校に児童・生徒を集約するとした場合、現状の校地が狭隘となる可能性」、12番「学童保育所が入る余裕があるか」との課題に対して、現状の体制や国の基準等を踏まえた方向性案としては、11番、「具体的な施設配置については設計等にて十分に検討することとなるが、駐車場を含め、十分な広さを確保したものとする。」としており、12番では、「学童保育所は厳密に言えば学校施設ではないが、共働き世帯が増加する中、学童保育所は保護者にとって学校施設の一部と考えられる。そのため、小学校には校地内に学童保育所を設置することが望ましいため、学童保育所のスペースについても考慮することとして再編案を検討する。」としております。

次に、13番から17番までが地域に関する部分となります。

13番「文化の違う地域を集めて問題が起こる可能性」、14番「学校の配置に失敗すると都市の魅力が低下する可能性」、15番「地域との関りが希薄となる」、16番「複数の支会に学区がまたがると地域社会間の情報共有が困難」、17番「自治会と学区の不一致」との課題となります。

規模適正における前提条件や視察を踏まえた上での議論等を踏まえまして、方向性案については、13番では、「現在も小規模特認校として、成木地区の学校は市内全域から児童・生徒が通学している。多様な地域性を有したこどもが集まる中、教育上の支障は出ていない。」としております。

14番では、「審議会の所掌として、まずはこどもを第一に考え再編案を検討している。答申後においても学校再編については、教育委員会のみならず市長部局を含め検討し、市の魅力が損なわれないことを前提として再編案を検討する。」としております。

15番、16番は同様の方向性案となり、「再編により学区が広がった場合にもコミュニティスクール制度の推進等、『学校が関わる地域が広がること』のメリットを十分に活かし、地域と学校とのつながりが維持されることを前提として検討する。」としております。

17番では、「昭和40年代から支会と学区については必ずしも同一ではなく、通学の安全面や児童・生徒の負担等を考慮して、望ましい規模を維持するための再編案として検討する。」と

しております。

18番、19番はその他としての課題となり、18番は、「再編により、学校施設が持つ防災機能の喪失」する課題についての方向性案として、「審議会の所掌として、まずはこどもを第一に考え再編案を検討している。答申後においても避難所となっていた学校が再編により失われた場合について、教育委員会のみならず市長部局を含め、学校跡地の利活用等により、防災力が維持できることを前提に再編案を検討する。」としております。

19番では、学区域が広がり、災害時の引き取りが困難との課題についての方向性案。「現在、市内においても学区域の広さは様々であり、小規模特認校として市内全域から通学している実績もある。また、共働き世帯の増加により、日中の引き取りが困難な場合もあることから、学校での留置き等の安全対策を充実するものとして再編案を検討する。」としております。

ここまでの全体に対する意見となりまして、次の20番からは、地区別の再編案の意見となります。

まずは20番、中央地区の再編案Aに対する課題として、「青梅大祭も含めて支会と学区の不一致、具体的には日向和田地区が西部地区に変更される点」となります。

これに対する方向性案については、先ほどの全体に対する方向性案と同様に、「昭和40年代から支会と学区については必ずしも同一ではなく、通学の安全面や児童・生徒の負担等を考慮して、望ましい規模を維持するための再編案として検討する。」としております。

次に21番、西部地区再編案B及び北部地区再編案に対する課題として、「支会から学校がなくなる」との課題に対して、方向性案については、「再編により学区域が広がった場合にもコミュニティスクール制度の推進等、『学校が関わる地域が広がること』のメリットを十分に活かし、地域と学校とのつながりが維持されることを前提として検討する。」としております。

次に22番、西部地区再編案A及び南部地区の再編案における課題としましては、「再編しても規模が小さい」。これに関連して、少し下の27番、東部2地区再編に対して、「学校の規模が大きすぎる」。また28番の2地区複合の再編案に対して、「中学校の学校規模が大きすぎる」との課題に対しては、前提条件として望ましい規模を目指すことから、全て同様の方向性案として、「児童・生徒の将来推計において望ましい規模を維持できる再編案とし検討する。」としております。

次に、23番から26番については、北部地区再編案に対して、関連する課題となります。

23番「規模の小ささから、今後学校として成り立たない可能性」、24番「少人数のため、輪に入れなかった場合に孤立化する可能性」、25番「他地区の学校を希望する可能性がある」、26番「受入れのみで就学校の選択肢がない」との課題となります。こちらも再編案を検討する上での前提条件等を踏まえて、共通の方向性案として、「児童・生徒の将来推計において望ましい規模を維持できることを原則として検討を行うが、小規模特認校として市内全域から就学を可能とする案としても検討する。また、小規模特認校の学区内で望ましい規模の学校への就学を選択できる特定地域選択制の導入についても再編案の中で検討する。」としております。

次に、29番から31番については2地区複合の再編案に対する課題となります。

29番「小学校と中学校の規模の違いによる負担」との課題についても、先ほど同様に、再編検討の前提条件を踏まえ、方向性案としては、「2059年を計画終期として、青梅市学校規模適正化基本方針にもとづき、小・中学校ともに望ましい規模を維持できる範囲として検討する」としております。

次に、30番「青梅線の上り方面については、青梅駅で乗り継ぎが必要」との課題については、現在の状況等を踏まえて、方向性案としては、「青梅線の直通運転については、引き続き行政からJRに要望を行い改善されることも視野に入れ、再編案を検討するが、改善されない場合においても、見守り等により児童の安全確保を行うこととして再編案を検討する。」としております。

最後に31番「第一小学校が土砂災害警戒区域内」との課題については、土砂災害防止法等の条件を踏まえまして、方向性案としては、「校地全体が土砂災害警戒区域、校舎の一部が土砂災害特別警戒区域となるが、安全対策を実施した上での建設は可能となる。また、校地全体が特別警戒区域ではないため、校舎を現在の校庭の位置に配置することでも対応が可能であり、第一小学校の通学面等でのメリットが上回るため、第一小学校を再編において利用可能として再編案を検討する。」としております。

少し長くなりましたが、内容にも触れさせていただきました。この後、方向性案について御協議いただければと存じます。

以上で説明を終わります。

**【会長】** 事務局の説明は終わりました。先ほどの報告事項の意見と合わせて、事前に資料が送られているため御目通しいただいているかと思えます。

この提出意見、課題一覧におけるこの方向性の部分は、審議会として今後、再編案の検討を進める上での前提条件となります。また、学校運営協議会からいただいた意見への本審議会の考えを示す意味合いともなります。

それでは、協議事項アの全体としての課題について、協議を進めていきたいと思えます。

番号1から19番について、皆様の御意見をいただきたいと思えます。一番右側にあります方向性について、質問でも方向性でも御意見がありましたらお願いします。

その下には、ナンバーが振ってありますけど、ナンバーを言っていただきますと分かりやすいのでよろしくをお願いします。全体の印象でも結構ですけど、この方向性についての評価でも結構ですしね。指名をしてよろしいですか。

突然で申し訳ありませんけど、委員。申し訳ありませんが、この一番右側の方向性を基にして来年度各地区の再編案を検討していくときの土台にしているわけですけど、そういう点で方向性の一番右側の欄において、何かお感じになることで結構ですので、何かありましたらお願いしたいと思います。

**【委員】** 現状とどんどん変わっていくという点で、心配をなされ意見が出てくるというのは当然のことだろうと思えます。

それに対するこれからの方向性という点では、非常によくそういった立場もまとめながら、対応策を入れてきているなど思っています。

学校の組織というのは、やっぱり実際にその置かれた条件の中でやっていくということがあるかと思しますので、いろんな子どもたちの様子、負担とかそういうところも書いてありますけれども、そういったところに対応できるのではないかなと思いますし、これからの先行きが見えないというところは世の中自体もあるかと思うんですけども、その中で未来志向で新たなところをつくっていくというところは賛成できると思っています。

**【会長】** 突然の指名にかかわらず御意見をいただきましてありがとうございます。

学校の校長先生として、いろいろあるけれども学校は与えられた条件の中で工夫していくというふうな御意見だったかと思えます。

では、立場を変えまして今度は、委員いかがですか。

**【委員】** 会議が始まる前にも目を通させてもらっていたんですけども、委員がおっしゃったように、それぞれの意見、ここでは話し合えないような内容とかも全部御回答いただいているんですね、これを見た中で。

その中で全部真摯に回答いただいている、私も大分しっかり答えられているなどと思って見ました。

なので、おっしゃられたように、今まで踏み込んだことのない領域というところに踏み込まれるところで、多少拒否反応ではないんですけど、いろいろ意見が出てこられている中でもしっかり答えられているので、私もこれで基本ベースの考え方として進めていけたらなどと思って見ておりました。

**【会長】** ありがとうございます。委員。いかがでしょうか、自治会関係で。

**【委員】** 意見的なものも、今、委員が言われたと思うんですけど、いろんな意見が皆さんの中にはあるっていうのはもうなかなか難しい問題なのかなと。

例えば、青梅大祭の件、それ一つ取ってもなかなか難しいのかなと。ただ、いろんな意見的には、まとまったものが出ていて、少し時間をかけながらやっていくのが一番いいのかなと、そんなふうに思っております。

**【会長】** ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

**【副会長】** 17番について、よろしいでしょうか。

私、支会長という要するに自治会の会長という立場で今回出席しているものですから、それに関して自治会としてはということで意見を述べさせていただきたいと思えます。

この自治会と学区の不一致ということが書いてあるんですけど、この文章を見ますと、40年代から支会の学区については必ずしも同一ではないと書いてあります。

それですっとしていた頃はいいんですけど、例えばうちのほうの第6支会というところは山に囲まれています。行政区域として青梅市では11の支会があります。

その中の1つの支会、第6支会ということで、そこでもって行政区画の単位になっています。

この中で学校は今、小学校と中学校が1つということになっています。

これが再編案で言いますと、うちのほうから学校がなくなるということが示されています。それで四小の位置にうつるといふ案がなされていますけれども、実際問題、学校というのが支会にとって行政基盤にとって、なくてはならない存在なんですね。

いろんな学生と地域との絡み、いろんな行事をやっています。それでその地域に絡んだ人たちが育っていきます。これがうちのほうから学校がなくなる、その支会のところから学校がなくなるということは、支会と学校、要するにこどもたちとのつながりが希薄になるということになっています。

基本的にはこういったことというのは、今までもそうだったんですけど、学校がなくなるということは基盤がなくなる、その支会にとってということになりまして、その地域がどんどん廃れていくと。それで、そこに生まれ育ったこどもたちが、そのところから離れていくわけですから、その地域に自信が持てなくなる。要するに、地域の愛着が減るというようなことになります。

ですので、確かに小規模ということで人数的には非常に苦しい面もあるんですけど、支会、要するに、行政区画の中に1つの学校だけは残してほしいというようなことも地域の人間思っていますので、そこら辺の観点からちょっと皆さんに考慮していただきたいなと思っています。

以上です。

**【会長】** そうしますと、まず、ここの方向性欄で書かれたことについて、副会長、先ほど昭和40年代から支会と学区については、必ずしも同一ではなくというところがありましたけれども、これ文言を変えるとすると、どんなことが考えられますかね。

代案みたいなものがありますかね。

**【副会長】** 青梅市って広くて、うちのほう第七と第六というのが成木地区と小曾木地区といまして、山に囲まれた地区なんですね。その2つは山に囲まれて、沢井のほうも山に囲まれてますけれど、ほかの地域は平坦なんですよ。

例えば、支会が平坦の中にも分かれていますけれども、その中に学校がなくても、すぐ近くには行けるわけですね、いろんな行事に。地域の住民、要するに、支会の人々が他の支会に行けるということになってますけど、そういう面で、この40年でいえばそういう地域もあるということだと私は思うんですね。

**【会長】** 今の御意見について、何か皆さん御意見ありますでしょうか。

一番初めの頃から大きな課題として残っているのですが、先ほども私もちょっと申し上げたかと思いますが、本審議会が中間報告のところまで結論を出してきたものは、ある程度の学級規模を維持するというようなことを方針で、案をつくってきているわけですね。そのまま行きますと、そうならないわけですよ。

ですから、そのところをどのように次の方向性として出していくかというところですね。

**【副会長】** 基本その人数、文科省の人数の割合、割り振りありますよね。あれができる地域でしたら、あの案はすごくいいと思うんですね。ところが、先ほど申しましたように、成木と小曾木

というのは、当然その地区、行政に関する地区では、もう人数的に足りません。

ですから、そこに学校をもし残すということであれば、当然その文科省の人数から外れることとなります。ですが、その外れる、私の個人的な意見というか、地元の意見としまして、確かに人数が減ると。

だが、そのために子どもたちがほかの学校に行くというのが、本当に子どもたちのためになるのかというような意見が当然出ます。

いろんな意見として、やっぱり地元民と子どもたちが交わって初めてこどもの幸せというか、確かに人数的にはそういったデメリットもありますけど、それより多いそういった地域とのつながりというんですか。郷土愛というんですか。あと、健康とかいろんな問題が絡んでくるんで、そのほうが人数のデメリットよりも多いんじゃないか、いいんじゃないですかというような意見が多々出ていました。

**【会長】** ありがとうございます。

そうしますと、この件については、今、代案ではなく地元の方々の御心配が出ているという意見としていただいたわけですね。

後ほどまた提案があるんですけど、今年度終わりではなくて、次回臨時会をもう一度設けたいというようなことでの提案が事務局から実はあったと思うんですが、そのときまでにこれについて事務局と、それから私、会長のほうに預からしてもらって、その方向性について文言をちょっと考えさせてもらうということで、どうですか。

多分これ、そもそも論になっちゃうんですね。では、これ以外のところについて御意見ある方いらっしゃいますか。ちょっといろいろやっていきたいことがありまして、先急ぐのですけれども、おおむねこの方向性については、1点だけ除いて了解ということでよろしいでしょうか。

---

## イ 地区別の課題

**【会長】** では続いて、イの地区別の課題について行きたいと思いますが、20番から、あと全体について何かございましたら、方向性についての案で皆様から御意見を賜りたいんですが。先ほど学校関係者として御意見いただいたんですが、学校関係者の立場からこの方向性案について、何かお気づきの点とかありましたらお願いしたいんですが。

**【委員】** 本当に莫大な意見を鑑みて、事務局の皆さんが非常に簡潔に回答を出してくださったなと思います。

その中でも私たちの委員の意見もきちんと残してくださって、これまでの何回も重ねてきた検討の跡も残してくださって、なおかつ教育委員会だけではなく、青梅市役所の中のいろんな課の方からの視点も入っているので、非常にこの方向性については妥当だと私は思います。

**【会長】** ありがとうございます。

委員すいません、無理じゃないですが、もしありましたら。

**【委員】** そうですね。とっても難しいなと思いますが、やっぱりどうしても通学の面でのところ

がはっきり分かったほうが、決まる前に。

決まってからこうなりましたよ、バスがやっぱり出ませんよとかなってしまうと、やっぱり通わせられないとかっていう問題も出てくるような気はするので、通学する手段がもっとはっきりよく分かったほうがいいのではないかなとはちょっと思います。

**【会長】** ありがとうございます。なかなか順番も難しいところですね。私どもの審議会で、具体的にどういうものを出すとかいうのもね。

少なくとも、最後、答申するときに、これへの配慮と。

**【委員】** 必ずスクールバスが出るという、何かね。

**【会長】** そういう配慮をきちんとやってほしいというのはあるでしょうね。

**【委員】** はい。通わせる親からしてみれば。

**【会長】** そうですね。親御さんのね。他にどなたかいらっしゃいますか。

じゃあ、その親の立場で、委員はいかがでございましょう。

**【委員】** 今、同じような目線だったので、意見はやっぱり同様です。

**【会長】** ありがとうございます。なかなかね、僕らは最終決定する立場ではないので、曖昧さを残しながら、答申に行く可能性はありますよね。

しかしながら、その思いはたくさん入れていきたいと思いますよね。そういう意味で、たくさん意見出していただいていいと思うんですね。委員はいかがでしょうか。

**【委員】** 今、青梅駅前でビルが建って、何かすごくにぎやかそうな、今後の見通しが明るいなど感じているんですね。それで、一番気にしているのが、今31番に出ているのですが、第一小学校の土砂災害警戒地域。

これというのが、どこまで小中一貫校的にできるのかなということなんですけれども。これができないと、私は、青梅線にしてもバスにしても、みんな青梅駅前、青梅が、あそこが起点だと思うのですよね。

お祭りにしても何にしても、あそこがまずにぎやかになってくれないと、青梅というのは、東がどんどん行っても、西のほうはもっとどんどん駄目になっちゃって、少なくとも青梅の、あの青梅駅の近辺に小中一貫校、私は第一小学校、あそこへ完全な小中一貫校の建物を造っていただいて、それから、御岳のほうから、あるいは、二俣尾、梅郷の人たちが安心してあそこに通うことができる、そういうようなシステムを考えていただきたいというのが意見なんですけれども。

**【会長】** ありがとうございます。土砂災害警戒区域の中にちょっと入っているけれども、建設は可能だというような方向性で、今、書いてありますけれども、もうちょっと詳しい方がいらっしゃいましたら教えてもらいましょうか。よろしくお願いします。

**【事務局(教育総務課主査)】** 土砂災害警戒区域は、特別警戒区域と警戒区域という形で2種類でございます。特別警戒区域というのは、通称レッドゾーンと呼ばれるようなものでして、そこには建物を建てる際に、擁壁を設けなければいけないなどの規制が発生します。イエローの通常の

警戒区域については、特段規制等はございませんが、不動産取引をする際に、重要記載事項として取り扱わなければいけないというようなところもございます。

この第一小学校の部分に関しましては、北側の斜面、要は、永山のグラウンドのほうの斜面を起因とした急傾斜地の警戒区域となっています。実際には校舎の本当に一部が特別警戒区域、レッドゾーンという形と、グラウンドは警戒区域には入っていないということでございます。

ですので、資料にも記載させていただきましたとおり、たとえレッドゾーンであっても、特別な処理は必要ではございますが、何もできないわけではなく、かつ、今校地でいうところの一部がそういった区域に入っているというところで、対策することにより校舎等を建てることは、もちろん十分可能と考えております。

**【会長】** ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。委員、突然で。

事前に見る時間がなかったかもしれませんので、今日のこの議論を聞いたあたりからでも結構ですので、もしありましたら。

**【委員】** そうですね。いろいろ資料とかも見させていただいて、まず、この委員が立ち上がる前に一回、主任児童委員にお話が来たときに、30年後を考えなきゃいけないんだということが、すごく重いなというのを感じました。それで、こうやって見させていただいて、やはりいろいろ自分が30年前と30年後を考えたときに、全然やっぱり子どもの数が違ってくるのも分かってますし、自分が多いときの少ないときは、多いときだったので、じゃあそのときに30年後はというと、皆さん考えてくれなかった。

やっぱり学校を増やすことを考えてここまで来たと思うんですね。委員がおっしゃったように、やっぱり地域が広いところに関して、もし一体化するのであれば交通手段。やはりコミュニティバスを必ず出すとか、何かを決めていかない限りは先に進まないんじゃないかな。JRとかだっただうなるか分からない、先が分からないじゃないですか。ということは、やっぱりそういう交通手段をまずこうしていきましょう、だから大きい地区でも集まれるような学校にしましょうとか、そういうところから入っていったほうが、私は話がどんどん詰まりやすいんじゃないかなと。

それで、小曾木とか成木地区に学校がなくなってしまうとかもおっしゃっていましたが、例えば、一つの学校を修繕とかして、皆さんが集まれるような、そういうコミュニティが取れるような施設につくり替えて、老人から子どもから赤ちゃんからみんなが集まれる。そして外部からも集まれるような、せっかく自然があるのでね。そういう形を残してもらえると、学校という形は難しいかもしれないので、建物を残せればいいのかなんて、ちょっとふと思ったんですが、ただ修繕費も今、人件費、材料費、いろいろ大変だって聞く。かと言って、更地にするのもお金がかかる。

だからやっぱり、すぐに答えが出ないことも重々承知の上でお話しているのですが、やはり親として考える部分では、子どもの安全を考えるのであれば、ちゃんとどう通えるかということは、まず小さい規模でも大きい規模でも、まずそこからじゃないかなというのはすごく感じまし

た。

やっぱりなかなか昭和の人間なので、昭和の考えがどうしてもこびりついて、昔はこうだった、昔はああだったって思っちゃうんですけど、やっぱり今、まあ未来は難しいですけど、令和の今だったらどうなのだろう、ちょっと10年後はどうなのだろうって、やっぱり少しちょっと前を見ながら、また、AI等の発達がどんどん発展していくんでしょうから、30年後なんて本当に車が空を飛んでるかもしれませんし、何とも言えませんけれども、やはりそういう意味で、どこからこういう学校の在り方を考えていくかというのは、やっぱり大ざっぱも大事なんですけど、一つ一つ地固めをして、そこから、じゃあこう考えましょうかって言っていったほうが、皆さんも考えやすいのかなってちょっと思いました。

**【会長】** ありがとうございます。多分事前に勉強会をなさったときにお聞きしたかと思いますが、青梅市では、学校以外の公共施設などの複合化も、市民センターとかね、そういうふうなことまで考えてもらえるんですよ。

**【委員】** そうですね。

**【会長】** どっちを先にするかってことなんですよね、学校とね。取りあえず私どもは、青梅市としてはそういう方向でこれからやっていくというのを頭に入れながら、この学校の再編について考えて、その中に組み込んでもらえる形のね。

だから、そういうことを答申できたらいいんじゃないかなと思いますけどね。ちょっと後先は難しいですね、条件整えるというね。

**【委員】** 今すぐ答えはもちろん出せないことは重々承知です。

**【会長】** ありがとうございます。お願いします。

**【委員】** まず、全体の話が先ほど出たんですけども、私はこの再編案を考えるに当たって、本当に事務局の方たちはいろんな条件を考えて再編案をつくられたんだなということを、まず客観的に私は評価したいと思っています。地域の中で、学校をどこに置くかということは、重大な、大きな問題で、それを考えていくというのは大変な話だろうなと思います。今もちょっと話題に出ましたけれども、交通手段と配置というのは切っても切れない関係にもあるんですけども、どっちを先にやるかというのはなかなか難しく、卵が先か鶏が先かみたいな話になってしまって、どっちかを決めないと、どっちかが決まらないという話になるわけですよ。

ですから、今の事務局や私たちの考え方からいうと、まず学校の配置を決めて、そこで何とか交通手段を確保できないかという立場に立っているんだということは、私は理解をしてるんですね。つまり、最初に交通手段の話し合いをしてしまうと、それが決まらないと、たとえばJRと話したらどのくらいでどのような結論が出るのか、バス会社と話したときにいつ結論が出るのか分からない中で、この配置を考えていくということでは、先の見通しが立たないということになるんだろうと思います。

ですから、逆に、今あるように、最初に配置を決めて交渉していく、そして交渉がうまくいかなかったら、さらにそれについて補足して市や教育委員会のほうから要望を出してもらう、そ

ういうことをしてもらおうというのが、私は手順としていいんじゃないかなと思っています。これがまず1点目です。

2点目なんですけれども、やはり地域との学校との関係というのも、これも切っても切り離せない話なんですけれども、こどもたちは年間200日から220日、学校に通って勉強しています。つまり、毎日毎日勉強している中で、教育の質が保たれた環境で220日勉強するのか、あるいは、小さな学校の中で人との関係や交流もあまりしない、あるいは先生方の指導も御苦労するような状況の中で220日間過ごすのでは、この差というのはとても大きいと思います。

つまり、ある程度の集団生活をしながら学んでいくほうが、将来社会に出たときに、学ぶ力とか、あるいは人間関係をつくるか、集団生活をするとかという点では、私はやはり重要なだろうと。そちらのほうを国が推奨しているということは、いろいろな学校の状況を見たときに、これくらいが適切だろうという、そういう規模を示しているから出しているわけで、やはりある程度の人数が学校教育には必要なんじゃないかなと思います。

それで、私は事務局が多分非常に頭を使ったんだろうかなと思っているのは、21番のところの案に示されているように、やはり新しい学校ができれば、新しい学校も含めて地域のコミュニティが連携をする、今まで一緒じゃなかったけれども、一緒にその学校を中心に活動してみようという、そういうトライも必要になってくるんじゃないかなと思っています。

やはり学校を考えるとときには、児童・生徒の教育の質をまず優先にして考えてあげて、地域は、先ほど委員からも意見が出ましたけれども、もとの学校の場所でもいいんですけれども、学校とは違う施設を造って、そこに地域のこどもたちが集まったりとか、いろんな活動をするを今までどおりやったら構わないわけですよ。

だから、そういうことも考えて、学校の施設がそこにあるから集まるんじゃなくて、こどもたちが地域にいるんだったら、そういう地域で活動できる場所を地域に造ってあげるということも十分できるわけで、学校の行き帰りだけじゃなくて、そういう工夫もこれからできてくるんじゃないかなと思っています。

まず何をおいても、この委員会で考えなきゃいけないのは、こどもたちが年間200日以上も勉強する環境を整えてあげる、教育の質を担保してあげられるような、そういう学校の在り方ってどういうものなのかということ、この委員会の中で話し合っていくべきだろうと私は思っています。

以上です。

**【会長】** ありがとうございます。

**【委員】** いいですか。

**【会長】** 委員、お願いします。

**【委員】** 資料を拝見しているときに、主にデメリットのところを注目して読んでいたんですけれども、概ね親御さんの心配することとか、要望することというのが共通していることが多いなと思いました。今、委員から出てきたお話もありますけれども、一つ一つの要望に答えていこうと

すると、ちょっとそれは無理だろうと。

大人の要望とか大人の心配、あと、地域といっても、大人側の目線というのが色濃いなというのを感じています。まず、青梅市ってどういう学校づくりを理想にしているのかという抽象度の高いところをボンと立ち上げて編成するのはいいと思います。もう人数が少なくなっていくのですからそれ以外考えられないと思うんですね。まず学校を造って今いるこどもたちを通わせる居場所をつくるというのは、今のお話のとおり、いいと思うんですね。ただ、一個一個の学校に同じぐらいのレベルのものを全部装備しようとするそれは厳しいかと思うんです。例えば、先ほどお話が出たように、青梅駅の周辺とか、河辺なんかもそうですけど、あの辺が青梅市としては繁華街になってにぎわっているわけですね。

そういうところには、例えばすごく音響効果のいい施設だとか、そういうちょっと文化的にハードでクオリティーの高いもの。そういうものを特化して造る。そこはそういう地域、青梅としてはそういうことにも力を入れてますよというのを、シンボリックにそこにバンと造って、自然に近いところに点在する学校には、そこでしか実現できない中央とは違う特徴のある学校の「在り方」を打ち出した施設を造るとかっていうふうに、頭を柔らかくして柔軟で多様に考えてもいいのかなと思っています。

そうすると、先ほど言ったように、こどもたちは年間220日学校に通っていて、膨大な時間をそこで過ごしていると。彼らの人生のすごく濃密な時間をそこにいる状態に、大人がしているわけですね。でも、例えば低学年のときには、基本的な社会のマナーやルールを学びながら自由に自身を表現できる環境で、そういうことを集中的に学んだり、実践したりする。次はこどもたちそれぞれの特性の伸ばせる場所で学ぶ、活動できる、学校（場所）へ。中、高学年になって体力がついて、いろんなところに自立して移動できるようになったとき、例えば、自分の家からちょっと離れていても私はこういうことを集中してやりたいから、その希望に近い環境にある学校に通える、そういう希望も通学している6年間と9年間の間に可能にできる。という「柔軟な学校の在り方」があっていいかなと思います。青梅市としての学校の環境づくりをこういう形、あるいは場所にしようという最終ビジョンを固めていくというのはどうかなと思います。

**【会長】** ありがとうございます。少なくとも学区については、今の青梅市の教育委員会は、自由学区制については特に何も打ち出してはいないんですね。あと、整理しますと、前から話しているように、自分のやりたい部活動がこっちの学校にあるので、行きたいという場合は変更が可能な制度もあります。

いずれにしても、おっしゃっているもっと広い意味合いのものについては、青梅市としては自由学区制みたいなものが考えていないのでね。取りあえず私たち、今、学校施設をどうするかということで結論を出していかなければいけないので、今ある条件の中でどのような再編がいいかというものについて話していきたいわけなんですね。

おっしゃることはよく分かる。

**【委員】** 学校編成の内容として、青函としては今までのお話の流れでいいと思うんですけど、校

舎に対して同じようなものを平等に設置していこうとすると、特徴のない学校になってしまうかなというのがありました。

**【会長】** ありがとうございます。一番初めにお話あったあたりで、青梅の学校をどうしていくのかというようなことをもっとどんどん打ち出していいんじゃないかというようなお話があったと思いますが、中身はいろいろあるけれど、その中で一つがあれですね、小中一貫教育。まだ、多くの地区ではやっていないところがありますけれども、それをもっとやってみようという、それを受けて私どもはこの案をつくるというね。

あくまで施設一体型小中一貫校を考えて。

**【委員】** それは前提でいいと思います。

**【会長】** そうですね。

**【委員】** そこにメリットを見いだす親御さんもいれば、デメリットを見いだす親御さんもいるんですけれど、子どもたちは与えられた環境の中で、デメリットばかりじゃないと思うんですよね。

彼らも頭を使って考えたり、自分のコミュニケーション能力を使って、その場でやっていくと思うので、そこは先回りして大人が心配することでもないのかなと思います。青梅市の今までの話し合いでの考え方、学校を統合していく方向性はそのままでも私はいいと思っております。

**【会長】** ありがとうございます。

それでは、今お話があった小中一貫教育のほうに移っていきたいと思うんですが、取りあえずそうしますと、ここの全体条件と方向性ということに関しまして、先ほども確認しましたけども、1点を除いてこれを了承するという確認させていただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

---

## (2) 小中一貫教育について

**【会長】** それでは、協議事項の(2)小中一貫教育について、事務局から説明をお願いします。

**【事務局(教育総務課長)】** それでは、協議事項(2)小中一貫教育について御説明いたします。

資料4-1を御覧ください。各地区からの御意見として、小中一貫教育の視点における意見を要旨として取りまとめております。

今回、各地区に提示した再編案の施設形態については、1の施設一体型、2の施設隣接型、3の施設分離型、こちらは1つの小学校と1つの中学校からなる施設分離型。裏面に移りまして、4では複数の小学校と1つの中学校からなる施設分離型がございます。それぞれの分類ごとに意見を取りまとめております。

恐れ入ります。表面にお戻りいただき、1の(1)施設一体型のメリットを御覧ください。こちらでは、「中一ギャップの解消」「下級生における上級生への憧れ」、逆に「上級生における下級生への思いやり」「教員の情報共有」「小・中学生の両方を持つ保護者は行事による負担軽減」が挙がっております。

(2)のデメリットでは、「小学校から中学校へ進学する節目の喪失」「小学校6年生のリー

ダーシップの喪失」「人間関係の固定化」「小学生が中学生から悪い影響を及ぼされる恐れ」「小学校低学年と中学生の体格差からの安全面の危惧」「行事の調整が煩雑となる」ことなどが挙げられています。

説明の順序が前後しますが、一つ飛びまして、3の施設分離型の(1)メリットを御覧ください。こちらは、主に先ほどの一体型のデメリットの区分が逆となり、「小学校から中学校へ進学する節目がある」「児童・生徒が別の場所となり、小学校低学年の安全性が確保される」「学校の独自性が保たれる」となっております。

(2)のデメリットでは、「小中一貫教育を推進する上では課題」「一体型と比べてコストがかかる」となり、次に、裏面4になりますが、こちらほうでは、(1)のメリットは、先ほどの3の意見に加えて、「複数の小学校から中学校へ進学するため、新鮮味がある」となっております。こちらの(2)のデメリットも同様に、「中一ギャップの解消にはならない」「複数の小学校により学力差が生まれる」との意見が加えて挙がっております。

前後して、また表に戻っていただいて、2の施設隣接型は、一体型と分離型の意見、中間的な意見となっております。御覧いただきましたとおりになります。

また、次に裏面5のその他でございます。こちらは、「義務教育学校でなくては小中一貫教育を推進することは難しい」「隣接学区に一体型と分離型が分かれた場合は、指定校変更により偏りが生じる」等の意見が挙がっております。

総じて地域性云々よりも、ここでのメリット・デメリットについては、小中一貫教育についてのメリット・デメリットとなります。再編案を検討する中で、施設一体型を基本として目指していくこととしておりますが、前回委員からも御指摘がありました、青梅市としての小中一貫教育を推進する考えについて改めて示してほしいとの御意見を頂戴したことから、確認の意味も込めて、この後御説明いたします。

**【事務局(教育指導担当主幹)】** それでは、青梅市における小中一貫教育の推進について説明させていただきます。

資料4-2、青梅市における小中一貫教育の推進についてを御覧ください。

初めに、上段の部分についてであります。青梅市が目指す教育について、小・中学校が共通理解を図り、義務教育の9年間を通して発達段階に応じた教育を推進していくことを示しております。

その下段には、左側に「青梅市教育委員会の基本方針」、中央に「青梅市教育大綱基本方向」、それから「青梅市教育委員会教育目標」、右側に「青梅市教育委員会推進プラン」の4つの柱を示しております。これらに基づき、資料の中段から下段にかけて、青梅市の小中一貫教育について記載をしております。

中段左側に「小中一貫教育のねらい」としまして3点、1点目が、小学校段階から義務教育9年間を見通した指導を行うことにより、発達段階に応じた資質・能力を確実に身に付けること。2点目が、小・中学校教員の連携強化により、特別な支援や生活指導上の配慮を継続し、小学校

から中学校へスムーズに接続できるようにすること。3点目が、小・中学校それぞれの教員の専門性を活かした指導による質の高い授業を展開することとしております。

中段の右側に「小中一貫教育の概要」としまして、現行行っている内容4点を記載しております。

その下段左側には、「小中一貫教育で期待する成果」としまして3点、小・中学校で目標を共有することによる義務教育終了時のゴールを見据えた教育の推進、小・中学校それぞれの教員の専門性を活かした指導による質の高い授業展開、小学校から中学校への円滑な接続について示しております。

その右側中央には、「小中一貫教育でめざす児童・生徒像」を、自分の力でたくましく生きる子として、自ら考え、判断して行動し、目標に向かって粘り強く取り組むことができるこども、様々な人と関わり合う中で、積極的にコミュニケーションを取り、自分を表現することを通して、あたたかい人間関係を築くことができるこどもを目指しております。

その右側に、「小中一貫教育推進上の課題」としての3点、小・中学校が互いの教育活動について協議し調整する時間の確保と、小・中学生および教職員が交流する際、互いの学校を行き来するための移動手段、時間の確保、さらに、小規模校においても児童・生徒が切磋琢磨する環境の創出を挙げております。

これを踏まえまして、資料下段として「小中一貫教育を推進する実施方策について」、左側から「学校運営」については、9年間を通じてめざす児童・生徒像を捉えた教育目標の策定、小中合同の校務分掌などの体制を構築するとともに、学校運営協議会を通じた学校・地域・保護者を含めた連携体制の構築、学校運営の透明性・効率性を確保することを挙げております。

右に移りまして、「教育活動」については、教員の指導体制として、小学校・中学校の教職員がチームとして協力し、学年や教科の枠を超えた指導法の共有・実践。9年間を見通したカリキュラムを作成し、生徒の成長段階に応じた切れ目のない学びを体系的に推進。個性や違いに応じた学びを尊重した教育を挙げております。

右の「施設形態」についてとなります。これらの青梅市が目指す小中一貫教育を最も進められる施設形態については、小・中学生および教職員が同じ施設内で生活することにより、小中一貫教育を最も推進することができる。また、小学校から中学校への進学が最も円滑に進められる方法として、施設一体型が適しているとの考えから、まずは、この施設一体型を目指すこととしております。

その下では、一体型を目指すこととしていますが、児童・生徒数、地域の実態や立地条件等にて一体型が困難である場合は、隣接型または分離型も選択するものとしませんが、この場合においては、小・中学校の教員が学習指導や生活指導上の目標や課題を共有することにより、施設形態のデメリットを補い、小中一貫教育を推進することとしております。

以上、ここまでが青梅市における小中一貫教育の推進についてとなります。

**【事務局(教育総務課長)】** 小中一貫教育については、昨年度、飯能市の学校を視察した後に御協

議いただきましたが、ここで国の事例を用いまして、施設一体型での小中一貫教育を御紹介させていただきます。

資料4-3を御覧ください。国の事例集からの抜粋となります。

表面は、宮崎県の延岡市の事例となります。1の学校・市町村概要の枠内に学校規模がございますが、小・中学校合わせて246人と比較的規模の小さい一貫校となります。

1つ飛ばしまして、3の小中一貫教育の取組概要について、2つ目の区分になります。「形態・施設」の欄を御覧ください。この学校では、小学校と中学校の建物を1・2階の渡り廊下で連結しております。また、小・中学校同一の職員室・保健室となっております。

その下の「教職員体制」につきましては、校長は1名、教職員の一部に小学校・中学校の兼務発令をしております。こちらに記載はございませんが、規模が小さいため、校長にも兼務が発令されているものと想定されております。

下の欄に移り、「教育課程特例・区切り・区切りを意識させる行事」について、行事の部分にて、入学式は小学校と中学校合同で実施しますが、卒業式は別々に実施しております。

下に移りまして、「教科担任制」については、小学校3年生から音楽を、5、6年から外国語活動、6年から算数、体育を導入しており、乗入れについては、中学校の教員が先ほどの教科担任制をとっている算数、音楽、体育、外国語活動が乗入れをしております。

資料右側につきましては、小中一貫教育の課題となる人間関係の固定化を回避する仕組みについて記載がございます。先ほど御説明した教員の乗入れにより多様な教員との関わり、異学年交流による児童・生徒間の関わり、また、地域人材や関係機関との関わりにより人間関係の固定化を防ぐ取組を行っております。

続きまして、裏面を御覧ください。こちらは広島県呉市の事例となります。

こちらの学校規模は、小中学校合わせて889人と、国の適正規模に近い学校となります。3の小中一貫教育の取組概要の、2つ目の形態・施設のところを御覧ください。この学校は、4・3・2の編成をとっており、小学校1年生から4年生を前期、小学校5年生から中学校1年生を中期、中学校2・3年生を後期として、写真にもございますように校舎を3棟に分けておりますが、職員室は同一、特別教室も共通のものを設置しております。

教職員体制については、校長は相応の規模があるため、小学校・中学校の各校に配置され、教職員には先ほどの事例同様に、一部兼務発令がされています。下に移りまして、区切りを意識させる行事として、第4学年、第7学年時に行うイベントにより区切りを意識させる工夫がされています。

教科担任制等についても、先ほどの事例と同様に、中学校からの乗入れにより小学校にて教科担任制が行われております。

資料右側を御覧ください。中段に写真が掲載されておりますが、異学年交流の取組事例となります。3・8交流、これは小学校3年生と中学校2年生の交流、4・9交流、これは小学校4年生と中学校3年生の交流、5・7交流、小学校5年生と中学校1年生などの交流の取組がされて

おります。

また、下段の5として、これまでの成果と課題欄についても、「自分が周りの人から認められていると思いますか」、いわゆる自己肯定感のアンケートでは、一般的に学年が上がるにつれ、特に中学生が低くなる傾向がございますが、この学校では8・9年生の自己肯定感が上がっているような状況が見られます。

今回御紹介したほか、前々回、第13回の審議会にて施設面での事例紹介をさせていただきましたが、その中でも小学生低学年と中学生の校庭を分けた安全対策をする例や、体育館内に高さの違う2種類のバスケットゴールを設置している例等も御紹介させていただきました。今一度御確認いただくと、よりイメージが膨らもうかと存じます。

以上、事例を含めて説明を終わらせていただきます。

**【会長】** ありがとうございます。

今日、この小中一貫教育について協議事項に入れた目的は、小中一貫教育の是非を問うことではなく、私たちの検討事項ではなくて教育委員会がこれを推進しているという前提で今、進めていますからね。しかしながら、学校の配置とか、学校施設などについても協議して、こういうふうな施設設備もいいんですよとか、そういうこともまた骨子の中に入れていく、それは私どもの仕事の一つでもあるんですね。

そういうわけで、この資料の4-1にあるように、学校運営協議会の方たちの心配していることとかそういうようなことも頭に入れながら、また今日、今御説明いただいたようなことも、また勉強しながら、今後、役に立てるように、つまり施設設備などについて、骨子とか学校の配置などについて、小中一貫校の配置などについて意見を述べられるようにということで、私たちが少し知識を増やしましょうというようなことで、今日こうやって取り上げをさせていただきました。

さて、それで今説明いただいたことなども含めて、または資料4-1などについて、御感想なり御意見なりございましたらお願いしたいんですが。

**【委員】** ここに小中一貫校に関するメリット・デメリットといろいろ並べてあるのですが、私なんかは、もう施設一体型小中一貫校で推進したらいいかなという考えなのですね。

デメリット、それなりにあると思うのですが、まず子どもたちって、多分この状況に置かれれば、即座に適応していくかなと思っています。実際のところ自分の子どもを見ているときにですね。ここにあるデメリットというのは、こちらの広島であったり宮崎の導入事例とかを見ると、ある程度解決できる。例えば、小学校・中学校で棟を分けるとか、あと3つぐらいに分けてとかというので、大分、体格差があってもけがをすとかというのも改善されていくかと思っています。

こちらの宮崎のほうにもありますけど、6年生のところで、卒業式があると記載があるので、ここもデメリットの中にある項目で、大分、この2つの事例を見ていければ、ある程度問題解決するのかな。あとは、もう起こったところで、そこで潰していくみたいな感じで進めていければなど、私個人では考えております。

**【会長】** ありがとうございます。ほかの方、いらっしゃいますでしょうか。

**【副会長】** 義務教育学校という表現と、小中一貫という表現は、どこが違うんですか。

**【会長】** 義務教育学校と小中一貫教育の違いについてお願いします。

**【事務局(教育総務課主査)】** 今回ここでお示しさせていただいているのは、施設形態というところで、施設一体型ということをお示しさせていただいております。いただいた御質問につきましては、義務教育学校ですと、1人の校長先生と、小中学校9年間、そこを切るのではなく1つの教員体制というようなところが、まず挙げられます。

小中一貫校につきましては、それぞれ小学校、中学校と区切りがあり、それぞれに校長先生がおり、教職員の体系も基本的には分かれています。

義務教育学校のほうにつきましては、小中学校両方の免許状を持っていないと教員にはなれない。特例で、今はどちらかを持っているとなれるという形になっておりますが、原則はその部分。小中一貫校につきましては、小学校、中学校の免許が分かれているというところが考えられます。

**【副会長】** 分かりました。ありがとうございます。

**【会長】** ほかはございますでしょうか。特にないようでしたら、また疑問に思ったことが出ましたら、事務局なり、もしくは、こういう会議で質問していただければと思います。

**【委員】** 先生の立場としては、どう考えているのかなというのを伺いたいです、私は。

**【会長】** 先生の立場で、いかがですか。委員。

**【委員】** 資料4-1に出ているメリットやデメリットって本当に多くのところでも出てくる意見ですよ。このデメリットについては、やはり解消はしていけると思います。

資料4-2に一番上のところにある、「青梅市における小中一貫教育の推進」というところでは、部分で書かれている「義務教育の9年間を通して」というところ、これとても大事な考え方です。積み上げや系統的な学びをやっていく中で、6年間と3年間で分かれているんだよということではなくて、9年間をずっと通してやっていくということが、とても大事になります。

その点では、小中一貫教育、青梅の場合は、一貫教育を目指す中の連携を小中学校で図っていくということですが、それをより集約できるような形でいくということが、ここで示されていると思います。

それを、よりやりやすいのはやはり施設一体型であるし、その次には施設隣接型で隣同士ということをやっていることが分かる。施設分離型だと、やはり物理的な距離が遠くなってしまうので、やっていく中では、やはりいろんなやりづらさというところが出てくるかなと思います。

いずれにせよ、この小中一貫教育を進めていくというところは、本当に大事な視点であるので、このやり方を考えていく中では、これを中心に据えて進めていくということが極めて大事だと考えています。

**【会長】** ありがとうございます。

委員は中学校で英語の先生をなさってきたわけですが、そういう経験の中から、小学校

と中学校が制度として分かれていたために、児童生徒理解という立場で先生たちが困ったこととかは、何かございますでしょうか。

**【委員】** こどもは変わらないのに教員が見方を変えてしまっているという部分は非常にあると思うのですね。こどもは3月31日から4月1日になって、急に違う人になるわけではないのに、急に変わって、制服を着て、違うまた環境に行く。それも気持ちが変わって大事なことなのかもしれないのですが、教育という意味、学力をつけるという意味では、何ら1日しか変わっていないところなのに、見方が変わるとちょっと戸惑ったりとか慣れるまで時間がかかる。いわゆる中一ギャップと言われているやつなのですけれども、そういうこともあると思います。

私、英語を教えている上で、小学校で英語科が教科化になるときにも、やはり大変な波が来ていて、私はそのときに小学校の副校長を務めていたので、一緒に小学校の先生方と勉強しながらやらせてもらったのですけれども、そのところも小中の交流というのが、垣根なくできていけば、もっとスムーズにいくのになという思いがありました。

なので、私が校長として考えるのは、小中一貫教育が理想です。今、委員がおっしゃったとおり、同じこどもを9年間、同じ柱で力をつけるということができるとは、非常に理想だと考えています。

私自身、こどもが2人いるのですが、2人とも小中一貫教育を受けていて、長男が中学生、次男が小学生で同じ学校にいたことがあるのですけれども、親としても非常に安心して預けられる。この呉中央学園の事例にもあるように、異学年の交流というのは常に行われていて、先生方も、やっぱり教科でどんどん中学校を教えている先生が小学校に行く、小学校の先生が中学校に行くというのは日常的にあることで、この課題のところに出ているような自尊感情とか自己肯定感が高まるのは当然のことだろうなというのは自分のこどもで目の当たりにしているので、小中一貫教育というのは、ぜひ進めていただきたいなと私個人でも思っています。

以上です。

**【会長】** ありがとうございます。

**【委員】** 先ほど小中一貫校と、それから義務教育学校の違いの説明がありましたけれども、青梅市はなぜ義務教育学校を目指さないのか、目指せないのか、その説明がなかったように思うのですけれども。説明の中では、校長先生がお一人で、先生方が小学校、中学校の免許を両方持っている先生が義務教育学校にいらっしゃるという話なのですけど、なぜ青梅市は、義務教育学校を目指さないで小中一貫教育を目指しているのか、その辺は、どのような話をなされたのでしょうか。

前にこの会議の中でも、地区によっては義務教育学校を目指したいという、そういう意見もあったかと思いますので、それで私は質問をしているんです。

**【事務局(教育総務課主査)】** 先ほど説明したように、義務教育学校と小中一貫校の違いというところで、教育を推進する上で大きな違いというのが感じとれなかった方がいらっしゃるとは思います。

ただ、今義務教育学校というものが、まだできて日が浅いという部分があるということ、先ほど言ったように、免許状等もメリット、デメリットで、今後の教員の展開というところも踏まえた上で、先ほどの小中一貫教育のメリット、デメリットというところの、デメリット、節目がなくなるといったような部分を含めた上で、今の段階でいいとこ取りではないですけども、小中一貫校というところを、まずは目指していくというところですよ。

**【委員】** 私は大学で教員養成をやっていたのですけれども、今の説明だと、義務教育学校を目指してもいいということも視野に入っていると思うのですが、やはり先生の確保が難しいのじゃないかというのは、私は正直、その辺のところを指摘したほうがいいのかと思うんですね。

小学校の先生が中学校の免許を取るというのは大変なことなのですし、逆に、中学校の先生が小学校の免許を取るというのはもっと大変なことなのです。倍、勉強しなきゃいけないということになるので、今の大学では免許を両方持つということが難しいんですね。

文科省は、少しその取得する単位を減らして両方取れるようにしようという動きはあるのですが、でも現状としては難しいので、私はその辺が理由かなと思って確認をしたのです。ですから、青梅市が義務教育学校を目指さないのじゃなくて、小中一貫教育と合わせて将来的にいろんな条件を整えば、義務教育学校も目指すという、そういう考え方なのじゃないかということでもよろしいでしょうか。

**【会長】** 委員からの御発言は、将来のある時点で、条件を考えて、どちらがいいのかについて青梅市は縛られないで柔軟に考えてもいいのじゃないかというようなお話だと思います。

**【委員】** 条件を整えばね。

**【会長】** よろしいですね。

**【委員】** はい。

**【会長】** そこまででさせていただきますと思います。

それでは、本日の協議内容を踏まえ、次回は、学校運営協議会の具体的な提案、要望等がございましたね。提案、要望等についての方向性を御議論いただきたいと存じます。

---

## 日程第6 その他

**【会長】** それでは、6のその他へ移らせていただきます。

事務局から何かありますか。

**【事務局(教育総務課長)】** 本日もちまして、今年度に予定されていましたが審議会は終了となります。

次回なのですが、次回は年度明けてからの開催になりますが、前回に、少し話が出ましたが、この学校運営協議会からの意見に対する検討は一度では終わらないために、また来年度には答申を出していくことから、恐縮ではございますが、臨時会として3月に審議会を開催することを御提案させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**【会長】** 今、事務局より、3月に臨時の審議会の開催の提案がありました。

答申時期まであと1年と少しという段階まで来ている現状、来年度の各地区再編についての議論の前提となる具体的な編成を決めて来年度に臨みたいということです。

それでは皆様、3月に臨時の審議会を開催することでいかがでしょうか。御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

**【会長】** つきましては、もう日程も近いことですし、あれですかね、事務局として提案する日付はあるのですか。

**【事務局(教育総務課長)】** 年度末に申し訳ないのですが、事務局としては、3月30日月曜日の同じこの時間帯に、もし可能であれば、御協力いただきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

**【会長】** よろしいですか、皆さん。

(「異議なし」との声あり)

**【会長】** はい。ありがとうございました。

この度は質問等できなかつた事項がありましたら、会議終了後、事務局教育総務課まで、またお知らせください。

---

## 日程第7 閉会

**【会長】** それでは、最後に、副会長から閉会の御挨拶をお願いいたします。

**【副会長】** 本日、各6地区から全部の資料が出揃ったという形になりました。これを基に、次回は違いますが、これから審議していくわけですが、結構分厚いんですね。今日の資料も含めたって、前の資料と比べると、また同じくらいあるんですね。結構、皆さんに負担がかかると思いますけれども、どうか学校、こどもたちのために、よりよいことを目指して考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これもちまして、第15回の青梅市立学校施設のあり方審議会を閉会といたします。